

平成31年 3 月26日

島田市議会議長 大石 節雄 様

議案の審査方法等に関する特別委員会
委員長 佐野 義晴

議案の審査方法等に関する調査研究について（報告）

調査した事件の経過について、別紙のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 決算の審査方法等に関する調査・研究
- 2 調査結果 別紙報告書のとおり

議案の審査方法等に関する調査研究について
(議案の審査方法等に関する特別委員会中間報告書)

1 調査経過

| | | |
|-----|-------------|-----------------------------------|
| 第1回 | 平成30年9月28日 | 委員長、副委員長の互選 |
| 第2回 | 平成30年10月25日 | 委員会の進め方について |
| 第3回 | 平成30年11月12日 | 議案審査の方法について 常任委員会のあり方について |
| 第4回 | 平成30年12月11日 | 議案審査の方法について 島田市議会にとっての委員会数について |
| 第5回 | 平成31年1月15日 | 議案審査の方法について |
| 第6回 | 平成31年2月18日 | 議案審査の方法について |
| 第7回 | 平成31年3月7日 | 中間報告の取りまとめについて |

2 調査の報告

当市議会は、これまでも議会改革について調査・審査してきたが、その中でも予算・決算の審査方法についての更なる調査・研究を行うため、平成30年9月28日に当委員会が設置された。これまで、全7回の委員会を開催し、主に議案の審査方法について調査・研究を行った。

当市議会としての常任委員会の数については、委員会で協議した結果、他市の状況や議員定数から鑑み、現況どおり3委員会がよいとの意見でまとまった。

議案の審査方法については、現在も協議中ではあるが、特別委員会を設置し、委員会内に分科会を設ける案を進めている。

以下、当委員会で調査・研究した点を取りまとめたので報告する。

(1) 委員会の経過及び所見

第1回<平成30年9月28日>

省略

第2回<平成30年10月25日>

委員会の進め方について、予算・決算の審査のあり方及び進め方、常任委員会のあり方、委員会の調査期間を、他市の事例や過去4年の議会改革に関する特別委員会での提言等を参考に、当委員会で議題として取り上げる内容等の確認をした。

まず、過去の議会改革に関する特別委員会や議会運営委員会での調査・提言等の振り返りをし、過去の提言を踏まえた上で当委員会を進めることを確認した。

委員間討議の結果、予算・決算の審査に係る委員会の構成について、委員会の中に分科会を設ける案、分科会を持たずに、全委員で全ての項目を審査する案及び予算委員会と決算委員会に区分わけして各委員会を半数ずつで組織する案を出し、次回までに各自

意見をまとめてくることを確認した。また、常任委員会のあり方については、委員会数を減少した場合、委員及び説明員の人数がふえることから、新庁舎建設への影響などについての意見が出された。

第3回<平成30年11月12日>

第3回の委員会では、たたき台として可児市議会の定例会会期日程を例に挙げ、島田市議会の定例会会期日程と比べながら決算の審査方法について委員間討議を行った。全体会で全ての項目を審査する案と、まず全体会を行った後、分科会である程度の方向性を出し、その後再度全体会を行い政策提言をまとめる案について、それぞれのメリット・デメリットがあるため、今後委員会としてどちらの案を進めていくか精査していくこととした。

また、常任委員会のあり方については、現在の議員定数では3常任委員会で7、7、6人が議論するのに最低限の人数であるとの意見等が出され、次回までに各自の考えをまとめてくることとした。

第4回<平成30年12月11日>

第4回の委員会では、島田市議会にとっての常任委員会は、3委員会が適正であるとの意見でまとまった。

決算審査の方法については、委員会の中に3分科会を設ける案と、分科会を持たずに、全委員で全ての項目を審査する案のうち、どちらが当市議会にとって適当であるか委員間討議を行った。その結果、委員会の中に3分科会を設ける案の方がよいという意見にまとまった。討議の際、可児市議会を例に挙げ、可児市議会は通告制を採用しており、予算・決算についての課題や評価について当局から事業評価シートを入手し、それをもとに協議しているため不要な質疑をすることもなくスムーズに協議できている、当市で同様のことを行うには、執行当局とのすり合わせが必要であり、かなりの時間を要するとの意見が出され、正副委員長で検討することとした。

第5回<平成31年1月15日>

第5回の委員会では、第4回の委員会で意見の出された事業評価シートについて、当局に確認し、現在のところ公表できる資料はなく、3～4年後をめどに資料づくりの検討を進めている段階であるため、当面の間は事業評価シートに類似した既存の資料ではどうか、と当局に投げかけてあることを報告した。

また、現況では議案質疑は所属する委員会の管轄分については質疑できないこととなっているが、自身が聞きたい内容を細かく知ることができ、中身の濃い議案質疑を行うことができるようにするため、全ての項目において全議員が議案質疑できるようにしたらどうかという意見が出された。その後、分科会では議案質疑以外に不明な点等があった場合に確認をする程度とし、主に政策提言についてまとめることの確認をした。

第6回〈平成31年2月18日〉

第6回の委員会では、議長から2月定例会初日に議員2人が議員辞職し、当委員会に所属していたことから2人減員となったため、なるべく多くの議員に所属してもらいたいので1人追加を考えているとのあいさつがあった。

議案審査の方法については議会から執行当局に対し、審査に必要な資料を求める場合のフロー図について検証を行った。前回の委員会で執行当局側に求める資料として、既存の資料で提出可能な資料があるか投げかけたため、その後正副委員長とすり合わせた途中経過について報告をした。委員会からは、全事業の項目から各分科会5事業×3分科会=15事業程度について資料を求め、求めた資料と議会の必要とする内容に相違があった場合も追加要求などは行わず、不足部分については議案質疑の中で確認することとした。

第7回〈平成31年3月7日〉

第7回の委員会では、これまでの委員会の調査・研究について中間報告をするため、その報告内容の取りまとめを行った。

3 中間報告のまとめ

当委員会は、平成30年9月定例会で調査終了した「議会改革に関する特別委員会」及びそれ以前の議会改革に関する活動で出された提言や課題を踏まえ、議案の審査方法等に関する調査・研究を行った。当委員会では常任委員会のあり方として適正な委員会数及び望ましい委員会構成人数、予算決算に関する議案の審査方法として、予算決算の審査体制、審査スケジュール及び必要とする審査資料について調査・研究を行った。

（常任委員会のあり方）

常任委員会のあり方に関しては、平成30年10月25日に全国市議会議長会の調査結果を報告した。それによれば島田市と同規模の人口5万人～10万人未満の議会のうち66.3%が3常任委員会を設置し、県内23市の常任委員会数の調査結果では2委員会制としている議会は平成の合併前に町だったところが多いことを確認し、平成30年11月12日及び12月11日の調査・研究により、委員会審査を深めるための委員会数について、現在の3常任委員会が適正であるとの調査結果となった。

（議案審査の方法）

議案審査の方法に関しては、平成30年10月25日に過去の議会改革に関する特別委員会が出された提言等を確認した。それによれば平成29年3月24日の議会改革に関する特別委員会の最終報告で、予算・決算委員会の早期実現に努めることが提言されており、議会改革に関する特別委員会で意見集約された内容を踏まえ、調査・研究を行うこととした。

平成30年11月12日からの予算・決算審査方法の調査・研究では、先進市の事例として過去の特別委員会で調査した岐阜県可児市の審査方法を参考にして、議案不可分の原則を守

ること、これまでの審査体制を大きく変えないこと、政策提言が行える予算・決算審査とすることなどを考慮して予算・決算審査の体制を検討した。

その後平成31年2月18日の委員会において、当面予定される決算審査の進め方について以下のような調査結果の取りまとめを行った。

- (1) 予算・決算の審査を行う機関として予算・決算特別委員会を設置する。
- (2) 予算・決算特別委員会の構成は、議長を除く議員で構成し、委員会の委員長は副議長、副委員長は議会運営委員会の委員長とする。
- (3) 予算・決算特別委員会に付託される議案は、補正予算を含む予算議案及び決算認定議案とし、効率的な審査を行うため分科会を設けることとする。また議案審査とともに執行当局に対し提言すべき事項についての協議も行う。
- (4) 予算・決算特別委員会に付託される議案に対する議案質疑は、これまで同様、通告制により本会議にて行う。また、ほとんどの議員が予算・決算特別委員会に所属することとなるため「議会運営の手引き」4-(8)質疑、で定めた「所属する委員会が所管する質疑は行わない。」とする申し合わせについては、予算・決算特別委員会は適用外とし、所属する分科会の審査範囲についても質疑可能とする。
- (5) 分科会は3分科会とし、既存の常任委員会を基本として委員及び審査範囲を定め、分科会として議案質疑、提言の取りまとめを行う。
- (6) 予算・決算特別委員会は分科会で出された内容を踏まえ、特別委員会として議案の採決及び提言がある場合はその取りまとめを行い、委員長より審査結果を本会議に報告する。
- (7) 予算・決算特別委員会の審査を効率的に進めるため、新たに執行当局より事業評価に関する報告書の提出を求めることとする。当面の間、求める報告書は既存の資料を活用し、事業数は15事業程度とする。
- (8) 事業評価に関する報告書の対象事業は、予算・決算特別委員会の分科会において決定し、特別委員会より報告書の提出を執行当局に求める。【資料：重要案件シート入手フロー】
- (9) 定例会会期はこれまで同様30日程度の会期幅の中で行うこととする。【資料：平成31年度9月定例会】

4 今後の検討課題および調査の進め方

これまで当委員会が調査・研究した結果を踏まえ、島田市議会として議案審査方法の変更を判断し、早期に予算・決算特別委員会を設置することを提案する。

なお、予算・決算特別委員会の設置にあたり、今後検討すべき課題とし以下の事項が考えられるため、予算・決算特別委員会の設置に関する方向性の決定以降、引き続き、検討課題についての調査・研究活動を行うこととしている。

(今後の検討課題)

- (1) 特別委員会委員長の分科会への所属及び議会選出監査委員の特別委員会への所属のあり方。
- (2) 特別委員会の分科会設置を前提とした常任委員会構成の実現。

- (3) 予算審査方法の検討。
- (4) 本会議における予算・決算特別委員会の審査結果報告のあり方。
- (5) 分科会への議案の付託方法及び費用弁償の取り扱いについて。

(今後の調査の進め方)

中間報告以降、議会内において予算・決算特別委員会の設置方針を協議し、平成31年第2回定例会中に特別委員会を設置、平成31年第3回定例会において、決算審査及び予算審査の実現を目指し、当委員会は引き続き検討課題の調査・研究を行うこととする。